

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成28年12月28日（平成28年（行情）諮問第742号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第194号）

事件名：大臣官房秘書課配席図の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月4日付け28秘第593号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁は原処分において、本件不開示情報は非公表の個人に関する情報であるため法5条1号に該当するとするが、座席情報は処分庁内部における職員の配置に係る情報であって、そもそも同号には該当しないか、同号ただし書ハに該当するというべきである。

処分庁はさらに、本件不開示情報は同時に法5条4号及び6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると思料する。さらに、配置図に記載された氏名は同条1号ただし書イないしハに該当しないとするが、少なくとも幹部職員の氏名は農林水産省ホームページや国立印刷局発行の職員録に掲載されているものであるため、原処分は失当に帰する。また、原処分は特定された行政文書を全部不開示としているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと思料する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところ処分庁を除くほぼ全ての府省において、非常勤職員の氏名など、必要最低限の部分を一部不開示とする決定がなされ

ているところである。

なお、更なる意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書において追って述べる。

(2) 意見書

ア 法5条1号該当性について

諮問庁は、理由説明書（下記「第3」。以下同じ。）において、座席情報は非公開の個人に関する情報であり法5条1号に該当すると主張している。しかしながら、座席情報のうち「座席図に記載された氏名」がこれに該当するとしても、その余の座席図に記載された役職等がこれに当たらないこと、さらに、座席図に記載された氏名であって職員録に登載されているものは同号ただし書イに該当する。

諮問庁はさらに、原処分でいうところの「座席情報」を「職員の座っている場所に関する情報」と換言しているが、座席情報のうち、少なくとも官職名と係る官職を占める職員の配席が一体となって示されている部分については同号の及ぶ余地はないと解される。

イ 法5条4号及び6号該当性について

諮問庁は、原処分及び理由説明書において、本件不開示情報を開示すると、「犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとしている。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、本件対象文書が、諮問庁の一部局における職員の配置を、諮問庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、本件対象文書を開示したとしても、職員の相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施するなど、諮問庁も主張するとおりの厳格な保安管理がなされているのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防に支障が生じるとは認め難い。以上から、本件不開示情報が法5条4号に該当するという諮問庁の主張は失当である。事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを理由とし、本件不開示情報が同条6号に当たるとする部分についても、同様の理由から失当に帰する。なお、不開示の方法にしても、全職員の氏名及び官職など、座席を示す実線以外の文字部分を全て不開示とするなどの手段

も存在するところであり、いずれにしても本件対象文書を全部不開示とした原処分は到底認められるものではない。

なお、大臣官房秘書課の職員が極めて機微な人事情報を扱う旨の主張もみられるが、人事情報に利害を有するのは本件対象文書へのアクセスを既に有している農林水産省職員そのものであって、本件対象文書を公開することによって新たなリスクを生ずるものではない。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を来しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることから明らかである。

ウ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところであるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか直通電話番号を含めた配席図がそのまま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障が及んだとは到底認められない。これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際して何ら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

エ 「有意な情報」の該当性について

審査請求人としては、本件対象文書を全く見分できていないのであるから、一部開示決定ではなく全部不開示決定を選択した原処分の妥当性については確たる自信をもって争えるところではない。無論、少なくとも本件対象文書の大部分を開示すべきとするのが審査請求人の主張ではあるが、この点については御審査会における慎重な調査審議を求めたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

平成28年8月12日付け（平成28年8月15日受付）で、法3条に基づき、処分庁に対して審査請求人から、「次に掲げる機関の配席図（官職ないし職員ごとの配席、ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表）。

ただし、請求日時点における最新版のもののみ請求する。－ 農林水産省大臣官房秘書課（１枚）」について開示請求が行われた（平成２８年１０月１３日補正）。

本開示請求に対して、処分庁は、行政文書を「農林水産省大臣官房秘書課配席図」と特定の上、法９条２項の規定に基づき不開示決定（原処分）を行った。

この原処分に対し、平成２８年１１月１１日付け（平成２８年１１月１４日受付）で、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）２条に基づき、審査請求人から、不開示決定を取り消し、不開示とされた部分を開示するとの決定を求める審査請求があった。

２ 原処分における不開示理由

配席図は、職員の座席に関する情報（職員が座っている座席図、座席図に記載された氏名、座席図に記載された役職、電話番号・ＦＡＸ番号・内線番号、班名及び部屋番号。以下「座席情報」という。）を含む情報が記載された文書であり、

- （１）座席情報が、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号本文に該当し同号ただし書イからハまでに該当しないこと
- （２）座席情報の全部又は一部が公となった場合、部外者が不当に執務室に侵入し特定職員と面会することを企てるのが容易になる、特定の職員を標的とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条４号並びに６号柱書き及びイに該当すること

から、不開示とした。

また、公表されていない電話番号、内線番号及びＦＡＸ番号は、公にすることにより、特定の職員を標的とした嫌がらせの電話がされるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書き及びイに該当することから、不開示とした。

さらに、非常勤職員の氏名は、非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号本文に該当し同号ただし書イからハまでに該当しないことから、不開示とした。

３ 原処分を維持する理由

- （１）法５条１号本文及びただし書イからハまでの該当性について

請求のあった配席図には、職員の氏名、職員の役職、職員の座っている場所、電話番号・ＦＡＸ番号・内線番号、班名、部屋番号等が一体として記載されているが、これらの情報は特定の個人を識別することができるものといえることから法５条１号本文に該当する。

審査請求人が指摘するとおり、非常勤職員を除く職員の氏名そのものは公表されているが、職員が座っている座席図と座席図に記載された氏名、つまり職員の座っている場所に関する情報は慣行として公にしていなるとともに、当該職員の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分に当たらないことから、法5条1号ただし書イからハまでに該当しない。

座席図は職員の氏名と当該職員が座っている場所に関する情報が一体として記載された文書であり、座席図に記載された職員の氏名等を開示することは、公表されていない当該職員が座っている場所に関する情報を開示することにつながるため、座席情報を不開示とした原処分は妥当である。

また、非常勤職員の氏名については、特定の個人を識別できるものといえることから法5条1号本文に該当するが、公表されておらず、法5条1号ただし書イに該当せず、当然に同号ただし書ロ又はハにも該当しない。

よって、非常勤職員の氏名を不開示とした原処分は妥当である。

(2) 法5条4号並びに6号柱書き及びイ該当性について

座席情報は、職員がどこに座っているかを特定できる内部管理情報であり、この座席情報の全部又は一部が公となった場合、部外者が特定の職員の執務位置を推測の上で執務室に侵入し不当な面会を企てるのが容易となったり、何らかの不利益処分等の行政行為を職員から受けた者から、当該職員を標的とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあると認められ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイに該当するため、座席情報は不開示が妥当である。また、公表されていない電話番号、内線番号及びFAX番号については、公となった場合、特定の職員を標的とした嫌がらせの電話及びFAXがされるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号柱書き及びイに該当するため、不開示が妥当である。

特に、大臣官房秘書課の職員の中には、職員個人に関する極めて機微な人事情報等を扱う職員がおり、これら職員の座席情報が公となった場合、執務位置を推測の上で、これら職員を狙った犯罪を誘発し得る等、当該庁舎における防犯管理に支障を来し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、またこれらの職員を標的とした嫌がらせや攻撃等が行われるおそれがあることから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(3) 全部不開示の妥当性について

請求のあった配席図を部分開示ではなく、全部不開示としたことにつ

いては、不開示情報である座席情報を一体として除いて配席図を開示しようとする場合、当該部分を除いた部分に有意な情報が記録されているとは認められないことから、法6条1項に鑑みれば、原処分を維持することが妥当である。

(4) 以上の理由から、処分庁が行った原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月18日 審議
- ④ 同年2月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年7月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書を開示すべきであると主張し、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、農林水産省大臣官房秘書課の配席図であり、同課の執務室の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況に係る情報が記載されていると認められる。

(2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、そのような事実はないとのことであった。

(3) 別紙の2に掲げる部分を除く部分について

ア そこで検討すると、農林水産省が行う業務の内容等を踏まえれば、本件対象文書のうち別紙の2に掲げる部分を除く部分の全部又は一部を公にすると、同省の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同省の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記アのような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配席図等が開示された例があっ

たとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記アの判断を左右するものではない。

ウ 以上より、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の2に掲げる部分について

別紙の2に掲げる部分は、本件対象文書の表題及び作成時期に係る記載部分にすぎず、法5条1号に規定する個人に関する情報であるとは認められず、また、これを公にすることにより、同条4号並びに6号柱書き及びイに規定するおそれがあるとは認め難い。

したがって、当該部分は、法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号、4号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条1号、4号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象文書

次に掲げる機関の配席図（官職ないし職員ごとの配席，ダイヤルイン・内線番号等が記載された図表）。ただし，請求日時点における最新版のもののみを請求する。

一 農林水産省 大臣官房秘書課（1枚）

2 開示すべき部分

配席図の表題及び作成時期に係る記載部分